

## 矢吹町児童生徒、保護者へのチラシ配布基準

### 1 目的

これまで、矢吹町立小中学校では、児童生徒、保護者に対する様々なチラシ配布の依頼があり、チラシ配布の可否は、矢吹町教育委員会において基準等が整備されていなかったため、各学校の判断に委ねていたが、中立性、公平性の観点及び、教職員の負担軽減を図ることを目的に、個人または団体、企業等からの学校を通したチラシの配布について、一定の基準を定めるものとする。

### 2 配布方法

- (1) 教職員の負担軽減のため、紙媒体のチラシ配布は、原則行わない。
- (2) 配布する電子データは、PDF形式で、容量は5MB以下とする。
- (3) 配布の可否は、下記の許可基準に基づき、矢吹町教育委員会が判断する。
- (4) 配布方法は、導入している保護者連絡のデジタルツールを活用する。

### 3 配布許可基準

学校教育、社会教育、社会体育に関する催し、体験会、講演会、展示会などの案内について、許可を行う。

- (1) 児童生徒を対象とした内容であり、教育活動に有益な内容で公共性があるもの。
- (2) 営利を目的とした周知内容でないもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、反社会的活動との関連がないもの。
- (4) その他、矢吹町教育委員会が適当と認めるもの。

### 4 配布までの手続き

- (1) 配布を希望する場合は、矢吹町教育委員会に、配布希望の学校ごとに、矢吹町児童生徒、保護者へのチラシ配布申請書を提出する。学校を通じた手続きは行わない。
- (2) 教育委員会は、申請内容を確認し、データによるチラシ配布の可否を申請者に連絡する。
- (3) 申請のあったチラシ配布の可否は、配布希望先の学校長にチラシ内容を含め、連絡する。なお、許可の場合は、送信する日時等を連絡する。

### 5 その他

- (1) 配布したチラシに掲載された参加者等の取りまとめは原則行わない。
- (2) 教育委員会及び学校は、いかなる損害に対しても、一切の責任及び費用負担は行わない。
- (3) 各学校内にチラシの配置は、原則行わない。
- (4) この基準は、令和7年6月1日から施行する。